

国立大学法人滋賀医科大学役員給与規程

平成16年4月1日 制 定

平成28年4月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「大学」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤役員については、基本給、地域手当、通勤手当、及び期末特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員の給与（期末特別手当を除く。）及び非常勤役員手当は、毎月21日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前二項の規定により給与を支給する場合において、当該月の21日（期末特別手当にあっては、6月30日及び12月10日。以下「支給定日」という。）が国立大学法人滋賀医科大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第8条第1項第1号から第5号までに掲げる日（以下この項において「休業日」という。）に当たるときは、支給定日の前日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の翌日以後の最初の休業日でない日））に支給する。

(基本給)

第4条 常勤役員の基本給月額、は、次のとおりとする。

学長 965,000円

理事 635,000円から895,000円までの範囲内で学長が決定する額

監事 706,000円

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第18条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、教職員給与規程第20条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、は、教職員給与規程第20条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 その他通勤手当の取扱いについては、教職員給与規程の規定を準用する。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき基本給月額及び地域手当月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給月額に100

分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の規定による期末特別手当の額は、その者の在職期間における業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。
- 4 その他、期末特別手当の取扱いについては、教職員給与規程第29条の規定を準用する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

監事 月額 180,000円から420,000円の範囲内で学長が決定する額

(日割計算)

第9条 月の初日以外の日において新たに常勤役員となった者及び退職した者等の基本給及び地域手当は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、給与の計算期間の総日数から国立大学法人滋賀医科大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第8条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したのものとして、基本給及び地域手当を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払方法)

第11条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(実施に必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる常勤役員には、基本給月額のほ

か、その差額に相当する額を基本給として支給する。

- 3 改正前の非常勤役員手当を受けていた非常勤役員には、第8条の規定にかかわらず、当該非常勤役員が離職するまでの間、改正前の非常勤役員手当の額とする。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日より施行する。

(平成21年6月期における期末特別手当の特例)

- 1 平成21年6月に支給する期末特別手当の額については、第7条の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき基本給月額及び地域手当月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、100分の145を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一	6箇月	100分の100
二	5箇月以上6箇月未満	100分の80
三	3箇月以上5箇月未満	100分の60
四	3箇月未満	100分の30
- 2 前項の規定による期末特別手当の額は、その者の在職期間における業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日より施行する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額(当該基本給月額に100分の99.68を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる常勤役員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額(当該基本給月額に100分の99.44を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる常勤役員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行し、平成24年6月1日から適用する。
- 2 平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、役員の地域手当については、平成20年2月1日附則第2項の規定にかかわらず、基本給月額に100分の10を乗じて得た額とする。

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 基本給 当該常勤役員が受けるべき基本給の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該常勤役員が受けるべき地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 期末特別手当 当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 前項の規定により給与の支払いに当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 特例期間においては、非常勤役員手当の支給に当たっては、第8条中「37,100円」とあるのは、「35,070円」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年7月1日附則第2項の特例期間を平成26年3月31日までとし、役員地域手当については、基本給月額に100分の5を乗じて得た額とする。
- 3 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、平成24年7月1日附則3項、4項及び5項により減じられた額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 役員地域手当については、平成25年4月1日附則2項の規定にかかわらず平成26年1月1日からは基本給月額に100分の7を乗じて得た額とする。
- 3 非常勤役員手当の支給に当たっては、平成26年1月1日から平成26年3月31日までの期間においては、第8条中「37,800円」とあるのは、「34,107円」と読み替えて適用する。
- 4 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの期間において、第8条に規定する額と前項の規定により読み替えられた額との差額を支給する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

(平成26年12月期における期末特別手当の特例)

- 1 平成26年12月に支給する期末特別手当の額については、第7条の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき基本給月額及び地域手当月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月	100分の100
二 5箇月以上6箇月未満	100分の80
三 3箇月以上5箇月未満	100分の60
四 3箇月未満	100分の30
- 2 前項の規定による期末特別手当の額は、その者の在職期間における業績に応じ、経営協

議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しない役員には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 3 改正前の非常勤役員手当を受けていた非常勤役員には、第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、改正前の非常勤役員手当の日額とする。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成26年1月1日附則第2項の地域手当の支給期間を平成28年3月31日までとする。